

速



中日新聞

報

西山さん 再審無罪



「再審無罪」などの垂れ幕を掲げる弁護士ら=31日午前10時35分、大津地裁前で（横田信哉撮影）



西山美香さん

滋賀県東近江市の湖東記念病院で二〇〇三年、男性患者の人工呼吸器を外して殺害したとされる「呼吸器事件」の裁判をやり直す再審で、大津地裁は三十一日、殺人罪で懲役十二年が確定、服役した元看護助手西山美香さん（四〇）＝同県彦根市＝に、無罪判決を言い渡した。〇四年の逮捕から約十五年九ヶ月ぶりに、西山さんの名誉が回復された。

判決理由で大西直樹裁判長は、患者の死因は「不整脈を含む原因で死亡した具体的な可能性がある」などとし、「事件性を認める証拠がない」と弁護側の主張を認めた。

「事件性認め証拠ない」「呼吸器事件」で大津地裁判決

